

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月24日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第1号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第4項第4号中「土木事務所」を「土木みどり事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(人事委員会事務局)